

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、個人住民税賦課事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

個人住民税賦課事務においては、事務の一部を業務委託しているため、特に契約に際し、個人情報保護及び秘密保持についての事項を委託契約書に明記している。また、内部に対しても照会用のID、パスワードなどを設けて閲覧等の制限をかける等、情報漏えいのリスクを軽減する措置を行っている。

## 評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書(以下「申告等情報」という。)を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、または賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定または賦課更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</li><li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供のために、特定個人情報の副本を中間サーバーにて保有する。</li></ul> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①申告等情報(寄付金控除申告書、家屋敷課税申告書等含む。)の受理</li><li>②他自治体等から佐賀市への税務調査の回答、佐賀市から他自治体等への税務調査の実施</li><li>③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送</li><li>④住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知</li><li>⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定、並びにその通知</li><li>⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理</li><li>⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送</li><li>⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</li></ol>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・佐賀市基幹行政システム(個人住民税システム)</li><li>・原票管理システム(個人住民税)</li><li>・審査システム(eLTAX)</li><li>・国税連携システム(eLTAX)</li><li>・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム)</li><li>・中間サーバー</li><li>・個人住民税申告ポータル</li><li>・マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>・SHIPS個人住民税システムDBファイル</li><li>・個人住民税課税資料イメージファイル</li><li>・地方税電子申告情報ファイル</li><li>・国税連携情報ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第24項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・48の項 【情報提供の根拠】 ・1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市 市民生活部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市市民生活部市民税課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠中、【情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】：別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	【情報提供の根拠】：別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	
平成28年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 今井 剛	市民税課長 片測 明子	事後	
平成28年9月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2014/1/1	2016/1/1	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 片測 明子	市民税課長 一番ヶ瀬 昭広	事後	
平成30年11月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2016/1/1	2018/10/31	事後	
令和11年11月8日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2018/10/31	2019/10/31	事後	
令和2年11月16日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事後	
令和2年11月16日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	
令和2年11月16日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	課題が残されている	十分である	事後	
令和2年11月16日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事後	
令和2年11月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数のいつ時点の計数か	2019/10/31	2020/10/31	事後	
令和3年11月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要中【概要】	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年11月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2020/10/31	2021/11/1	事後	
令和3年11月4日	IV リスク対策 8. 監査	[ ]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和4年11月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2021/11/1	2022/11/1	事後	
令和4年11月15日	IV リスク対策 8. 監査	[○]内部監査	[ ]内部監査	事後	
令和5年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠中、【情報提供の根拠】	【情報提供の根拠】：別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	【情報提供の根拠】：別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	
令和5年11月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2022/11/1	2023/11/1	事後	
令和6年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2023/11/1	2024/11/1	事後	
令和6年11月1日	I-1-②事務の概要	また、番号法の別表第二に基づいて、	また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、		
令和6年11月1日	I-1-②事務の概要	・番号法第19条第8号別表第2における情報提供のために、	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供のために、		
令和6年11月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第16項	番号法第9条第1項別表第24項		
令和6年11月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【情報照会の根拠】：別表第2第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、同表第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であつて主務省令で定めるもの、が含まれる項 (27の項) 【情報提供の根拠】：別表第2第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、同表第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 ・48の項 【情報提供の根拠】 ・1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項		
令和7年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(個人住民税システム) ・原票管理システム(個人住民税) ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー	・佐賀市基幹行政システム(個人住民税システム) ・原票管理システム(個人住民税) ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・中間サーバー ・個人住民税申告ポータル ・マイナポータル申請管理(サービス検索・電子申請機能)		
令和7年11月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数の「いつ時点の計数か」	2024/11/1	2025/11/1		